

日本学生支援機構奨学金
令和3年8月11日からの大雨による災害にかかる
災害救助法適用地域の世帯の学生・生徒に対する
給付奨学金家計急変採用及び貸与奨学金緊急採用(第一種)・応急採用(第二種)について

令和3年8月11日からの大雨による災害に遭われた世帯の学生で、これから日本学生支援機構奨学金【給付奨学金家計急変採用及び貸与奨学金緊急採用(第一種)・応急採用(第二種)】を希望する方は、所属校舎の学生課までご相談ください。

【1-2年生、国際学部生】 横浜学生課 e-mail: gakuseiy@mguad.meijigakuin.ac.jp 電話: 045-863-2029

【3-4年生(国際学部生以外)】 白金学生課 e-mail: gakusei@mguad.meijigakuin.ac.jp 電話: 03-5421-5157

◆**災害救助法の適用地域 (第9報時点)**

【長野県】岡谷市、諏訪市、上伊那郡辰野町、木曾郡上松町、木曾郡王滝村、木曾郡木曾町

【島根県】江津市、邑智郡川本町、邑智郡美郷町

【広島県】安芸高田市、山県郡北広島町、三次市、広島市(全区)

【福岡県】久留米市、八女市、みやま市

【佐賀県】武雄市、嬉野市、杵島郡大町町

【長崎県】雲仙市、南島原市

※適用地域の詳細については、日本学生支援機構ホームページをご確認ください。

【災害救助法適用地域】 <https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/chiiki/genzai.html>

◆**対象**

- * 上記地域で災害に遭った世帯の学生、上記以外の近隣の地域で同等の災害に遭った世帯の学生
- * 上記適用地域およびその近隣地域に勤務し、勤務先が被災した世帯の学生

◆**給付奨学金 対象および家計急変の事由**

- * 住民税非課税世帯・準ずる世帯。

※詳細は「給付奨学金案内一家計急変」P.9「(2)学業成績等に係る基準」、P.10「(3)家計に係る基準(収入基準・資産基準)」を参照。

- * D: 生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合であって、次のいずれかに該当

① 家計急変の事由A~C(「給付奨学金案内一家計急変」等を参照)のいずれかに該当

② 被災により、生計維持者の一方(又は両方)が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生

※詳細は「給付奨学金案内一家計急変」P.6の■3「家計急変の事由」を参照。

◆**貸与奨学金 貸与始期および貸与終期**

- * 緊急採用(第一種奨学金:無利子):

2021年8月以降で申込者が希望する月から2022年3月まで。

※ただし、申請時に「緊急採用(第一種)奨学金継続願」の提出があった場合、翌年度末(2023年3月)まで貸与継続可能。

- * 応急採用(第二種奨学金:有利子):

2021年4月以降で申込者が希望する月から最短修業年限の終了月まで。

- * 貸与月額 は 2021年度『奨学金ガイド』P.10を参照。

(学生部 Web サイト https://www.meijigakuin.ac.jp/gakusei/scholarship_guide/index.html)

◆**提出書類**

- (1) 奨学生カードまたは更新用紙(今年度提出済の場合は不要)
- (2) スカラネット入力下書き用紙(所定用紙)
- (3) 給付奨学金確認書/確認書兼同意書(所定用紙)
- (4) 罹災(被災)証明書(市町村発行) ※証明書が発行されない場合、学生課までご相談ください。
- (5) 給付奨学金申請書(家計急変事由該当者用)【給付奨学金のみ】
- (6) 授業料減免の対象者の認定に関する申請書【給付奨学金のみ】
- (7) 「給付奨学金シミュレーション(保護者の方向け)」の結果表示画面を印刷したもの【給付奨学金のみ】

- (8) 父母の収入に関する証明書類【貸与奨学金のみ】
(最新年分の源泉徴収票、確定申告書【第一表・第二表・収支内訳書】の写し等)
- (9) 災害により特別に支出した額、およびこれから特別に支出が見込まれる額の証明書類(コピー可)

2021年8月27日 明治学院大学 学生部